

平河町通信

シリーズ憲法改正(2)

国民投票運動1

今回は国民投票法の「国民投票運動」について掘り下げます。衆参両院が改正原案を可決しても、国民投票（発議から60日、180日の）の当日まで運動は続きます。その間に内外

「個々人の力量が試される」戦いに

の情勢変化で国民の意思が揺れ動くかもしれません。左派マスコミの反対キャンペーンも激しさを増すでしょう。SNS発信やビラ・ポスターなどに規制ではなく、戸別訪問も可能です。私たち一人一人の力量が試されます。

国民投票運動の特徴は、通常の国政選挙と違つて自由度が格段に高いことです。配布できるビラやポスターの種類・内容や枚数は無制限ですし、運動の事務所も自由に開設できます。個別訪問も認められます。今のところ、テレビCMやSNS配信にも規制はありません。



国民投票運動についての衆院憲法審査会

ところで、改正手続きを規定する憲法と法律について確認しておきます。言うまでもありませんが、「憲法第96条」は、国会で衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成を経た後、国民投票によって過半数の賛成を必要とすることを定めています。これを元に「国民投票法（日本国憲法の改正手続きに関する法律）」が、衆参両院が改正原案を可決してから投票に至るまでの事柄を規定。国会による「広報・周知」や「国民投票運動」についても定めています。また、「国会法」は、国民投票に先立つ「改正の発議」「憲法審査会」「国民投票広報協議会」に関する事柄について規定しています。

1月18日までにパブコメに全国から「反対」を！

問題は、将来的に「住民投票条例」が制定された時に、外國人にも住民投票

熊本市が現行の自治基本条例の市民の「定義」に、「外國の国籍を有するものを含む」との文言を加えた改正素案をまとめ、パブリックコメント（意見公募）を行っています。同市は素案の説明で「市民には外国人住民も当然含まれる」としているが、わざわざ条例に書き込もうとしていることがあります。しかも、統一地方選を控えて市議が忙殺されていいるこの時期に改正条例を通していります。時間があります。時間があります。時間があります。

次号では、反対派も力を入れると思われる「ネット戦略」などについて触れ

熊本市の自治基本条例改正素案「外国人に住民投票権」の恐れ

熊本市の意見公募（パブコメ）のHP



熊本市が現行の自治基本条例の市民の「定義」に、「外國の国籍を有するものを含む」との文言はあります。次号では、反対派も力を入れると思われる「ネット戦略」などについて触れ

熊本市の自治基本条例改正素案「外国人に住民投票権」の恐れ

熊本市の意見公募（パブコメ）のHP

明文で禁止されているのは、投票日2週間前から放送CMなどですが規制されています。

街宣車や運動員の数、運動の時間帯や運動費にも制限はありません。歳未満も運動に加われます。

令和5年
1月15日
第16号
発行
内外政治研究G
代表 宮田修一